

平成26年度 事務事業評価調書（平成25年度実績分）

事務事業名	住居表示事務				
所管部局	市民協働部	部局長名	坂本 導昭	予算事業名	事務費
所管部署	地籍調査課	所属長名	三本 晴海	予算事業科目(平成26年度)	010805070103

1 事業の位置付け

2011 高知市総合計画・実施計画施策体系での位置付け					
施策の大綱	5	自立の環	施策 取組 方針	都市地域、自然地域それぞれの地域特性を活かすバランスの取れた適正な土地利用を進め、効率的で快適な生活空間の形成に努めます。 特に、中山間地域ゾーンにおいては、集落機能の維持を図るため、遊休地や空き家などの地域資源の活用による定住の促進に取り組むとともに、都市と農山村交流の推進に努めます。また、田園地域ゾーンにおいては、農地の保全や農業振興に努めるとともに、良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図りながら、活力のある地域づくりに努めます。	
政策	25	美しく快適なまちの形成			
施策	75	バランスの取れた都市の形成			

2 事業の根拠・性格

法律・政令・省令	住居表示に関する法律・住居表示に関する法律施行令	法定受託事務
県条例・規則・要綱等		
市条例・規則・要綱等	高知市住居表示に関する条例・同施行規則・審議会条例	
その他(計画、覚書等)		

3 事業の目的・内容等

対象	誰(何)を対象に	社会活動全般を行っている人（そこに暮らす住民・郵便や訪問者・緊急時の関係機関等も対象）			
意図	どのような状態にしていけるのか	市街化区域の住居表示実施により、わかりやすい住所で社会活動全般的なロスを軽減させ、公共の福祉を向上させる。			
手段	事業実施体制等	住居表示審議会開催し原案を作成。議会の議決を受け実施する。実施に伴う戸別の調査や、資料作成は測量会社等に委託。	事業開始年度	昭和40年度	
			事業終了年度	-	
活動内容	どのような事業活動を行うのか	新たに住居表示を実施する場合は、審議会及び住居表示実施基準に基づき、新町名・街区符号・住居番号を決定する。通常業務は、新築住居番号の付定、各証明書の発行、旧町名案内標識・城下町歴史案内板の維持管理、街区表示板の維持管理。			
成果指標	事業目的の成果を測る指標		指標設定の考え方		
	A	住居表示実施率（％）	議会承認市街化区域面積における住居表示実施地区の面積割合（実施面積/議会承認面積）		
	B		(27.251km ² /29.652km ²) 91.90%		
	C				

4 事業の実績等

			23年度	24年度	25年度	26年度(計画)	備考欄	
成果指標	A	住居表示実施率(%)	目標				平成19,20年度に土地区画整理事業に伴い実施した。平成21年度以降、財政状況や社会状況等により、新たな実施はしていない。 実施率(91.90%)	
		実績						
	B	目標						
		実績						
C	目標							
	実績							
投入コスト	① 事業費	決算額 (千円)	1,493	1,188	1,337	1,337		消耗品費・修繕費他
		財源内訳	国費 (千円)					
			県費 (千円)					
			市債 (千円)					
			その他 (千円)					
			一般財源 (千円)	1,493	1,188	1,337	1,337	
	翌年度への繰越額 (千円)							
	② 概算人件費等	人件費等 (千円)	21,600	22,200	21,900	21,600	通常業務は、各証明書発行件数 586件 新築住居番号付定件数483件 旧町名案内標識・城下町歴史案内板の維持管理、街区表示板の維持管理等	
		正規職員 (千円)	21,600	22,200	21,900	21,600		
			その他 (千円)					
			人役数 (人)	3.00	3.00	3.00		3.00
		正規職員 (人)	3.00	3.00	3.00	3.00		
その他 (人)								
総コスト= ① + ② (千円)		23,093	23,388	23,237	22,937			
市民1人当たりコスト (円)		68	69	69		総コスト/年度末人口		
年度末住民基本台帳人数 (人)		337,875	338,397	336,845				

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

住居表示の業務とは関連の無い問い合わせが多くなっている。古い町名や江戸時代等の〇〇番屋敷とかが、現在の高知市のどのあたりに存在したのか等、諸々の問い合わせが多い。(歴史に興味のある方や先祖の住んでいた所に行きたいとか)本市では対応する課がないので、可能な限り調査のうえ回答するようにしている。また、土地の地番のデータを持っていないが、地番や土地に関連する問い合わせが多い。

6 所属長評価

評価項目		評価基準		1次	平均 点数	評価内容の説明
事業実施の必要性	① [施策体系等での位置付け] 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか	A (5) 結びつく	B	3.0	<p>住居表示を実施することにより、住所の確認が簡単になり、住民はもとより社会全体の活動システムの利便性が向上する。しかしながら、住居表示実施には相応の予算措置が必要である。</p> <p>近年はGPSや携帯電話等の機器の普及もあって、住居の位置の確認が容易となっており、以前よりは必要度が減少している。状況によるが、家屋が密集していたり、番地が順序よく並んでいない地域や新たにまちづくり(土地区画整理事業等)ができたところには実施の必要性がある。</p>	
		B (3) 一部結びつく				
	C (1) あまり結びつかない					
	D (0) 結びつかない					
② [市民ニーズの傾向] 事業の実施に対する市民のニーズ(需要量)の傾向はどうか	A (5) 非常に多い、急増している	B				
	B (3) 横ばいである					
	C (1) 少ない、減少している					
	D (0) ほとんどない					
事業内容の有効性	③ [成果の達成状況] 事業の成果指標の達成状況は順調か	A (5) 十分に達成している	B	3.0	<p>本市は19年度・20年度に土地区画整理事業に伴い住居表示事業を実施した。(住居表示実施率は91.90%である。)次は旭駅周辺まちづくりを予定している。</p> <p>土地区画整理事業以外では、財政状況や社会状況等との兼ね合いがあり、当分の間実施は困難である。</p>	
		B (3) 概ね達成している				
		C (1) あまり順調ではない				
		D (0) 十分な成果を望めない				
④ [事業の手法・活動内容] 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性	A (5) 妥当である	B				
	B (3) 概ね妥当である					
	C (1) 検討の余地がある					
	D (0) 見直しが必要である					
事業実施の効率性	⑤ [アウトソーシングの可能性] 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性	A (5) 実施済・できない	B	3.0	<p>住居表示は土地区画整理事業や建築確認とも密接に関係している。また、住居登録とも連動している関係で庁内の横の連携が必要である。実際に住居表示を実施する場合は、民間に業務委託を行っており、市職員は立案、計画、現地説明等の事務を行う。アウトソーシングの必要性はないと考える。</p>	
		B (3) 行政主体が望ましい				
		C (1) 検討の余地はある				
		D (0) 十分可能である				
⑥ [事業統合・連携・コスト削減] 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性	A (5) 現状が望ましい・できない	B				
	B (3) 概ね効率的にできている					
	C (1) 検討の余地がある					
	D (0) 十分可能である					
事業実施の公平性	⑦ [受益者の偏り] 事業の受益者が特定の個人(団体)等に偏りがなく公平性が保たれているか	A (5) 極めて公平性が高い	B	3.0	<p>仮に、住民の総意が住居表示を希望する地域の場合、行政側の要因(財政状況等)で、長期にわたり実施が困難となると、住んでいる市民の利便性に格差が生じることになる。</p>	
		B (3) 概ね保たれている				
		C (1) 偏っている				
		D (0) 公平性を欠いている				
⑧ [受益者負担の適正化] 事業実施の財源として、受益者負担割合(一般財源負担割合)は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。	A (5) 適正な負担割合である	B				
	B (3) 概ね適正な負担割合である					
	C (1) 検討の余地がある					
	D (0) 検討すべきである					
総合点	12.0	総合評価	A 事業継続 (総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)	D		
			B 改善を検討し、事業継続 (総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)			
			C 事業縮小・再構築の検討 (総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合)			
			D 事業廃止・凍結の検討 (総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合)			

7 部局長評価

総合評価	評価理由・今後の方向性等
A 事業継続	
○ B 改善を検討し、事業継続	住居表示実施済に伴う通常業務は継続が必要な事務事業であり、出来る限りの効率化を図り継続する。新たな住居表示実施は多額の経費(市費)も必要になることから、財政状況も勘案し、基本的に土地区画整理事業等の進捗と連携を図りながら、計画的に事業を実施することが望ましい。
C 事業縮小・再構築の検討	
D 事業廃止・凍結の検討	

8 特記事項

--